

Barbara Haas (2005) "The Work-Care Balance——Is it Possible to Identify Typologies for Cross-National Comparisons?", *Current Sociology*, Vol. 53, No. 3, pp. 487-508.

お茶の水女子大学大学院 中島 ゆり

仕事とケアの関係は、Esping-Andersen に代表されるような比較福祉国家研究を批判する形で、その重要性が指摘され始めている。主流の福祉国家研究が前提とする個人の権利とは、無自覚にも男性労働者の権利を意味しており、家庭内のアンペイドワークやケア労働には焦点があてられていない。これに対してジェンダーの視点を入れた福祉国家レジームは、労働市場におけるジェンダー平等とアンペイドワークやケア労働における平等のそれぞれに焦点をあてることを試みてきた。しかしながら、雇用労働とケアの両方を組み込んだ分析はいまだ十分ではなく、その重要性が主張され始めたところである。たとえば、Majella Kilkey (2000=2005) はケア責任のジェンダー差はある部分では労働市場での女性の不平等な立場の結果であること、また、ケアが社会的支援を得るに値する活動であることを考慮するならば、雇用労働とケアの両方を考察する必要があると述べている。

本論文の著者 Barbara Haas もケア労働を福祉国家の発展と変化を議論するときの中心的な関心とすべきであると考え。主に Nancy Fraser と Claire Wallace に依拠し、労働市場への女性の統合よりも、パートナーシップにおける仕事とケアの融合に焦点をあてている。そして、家庭は政策や社会経済的構造の受身的な存在としてではなく、ダイナミックな制度として研究される必要があると述べる。本論文の第一の目的は仕事とケア責任のバランスを捉える類型論を作成し、経験的な実証にむけての理論的基礎を発展させることである。これまでのジェンダーの視点を入れた福祉国家レジームの類型論は、労働市場への女性の統合、税制、公的な育児給付金といった構造的指標にもとづくものか、もしくは家庭生活とジェンダー化された労働領域についての社会的態度と価値に焦点をあてた文化的指標にもとづくものであった。著者はこれらの構造的側面、文化的側面を統合し新しい類型論を作

成する。とくに特徴的な点は、これまでの類型論が一つの国に一つのモデルをあてはめてきたのに対し、実践、政策、文化の3側面それぞれに類型をあてはめている点である。実践と文化、政策には矛盾や時間的なラグがあり、これらの相互関係への着目も重要だとしている。また、これまでの福祉国家レジームの類型論が文献のレビューや二次データに依拠していたのに対し、比較の観点から質的、量的に実証し、記述、分析する triangulation を採用すべきだと主張している。

新しいワーク・ケア・タイプとして提案されるのはつぎの五つのモデルである：①伝統的稼ぎ主モデル（男性はフルタイム雇用、女性は主にアンペイドワーク）、②修正稼ぎ主モデル（男性はフルタイム雇用、女性はパートタイム雇用でアンペイドワークもする。政策的には育児休暇制度など）、③平等主義的雇用モデル（男女ともにフルタイム雇用を優先。私的領域でのジェンダー不平等は維持されたまま。政策的にはフルタイムのデイケアの提供など）、④普遍的ケアモデル（男女ともに労働時間を縮小して働き、アンペイドワークを同じくらいする）、⑤役割反転モデル（女性がパートナーよりも長時間仕事をし、男性がアンペイドワークをする）。普遍的ケアモデルと役割反転モデルは理論上のものであり経験的なものではないが、既存モデルの理論的代替として提示している。

つぎに、これらのモデルをオーストリア、オランダ、スウェーデンの実践、政策、文化の側面にあてはめ、それぞれの一致点、矛盾点を仮説的に提示してみせる。オーストリアでは実践は伝統的、平等主義的、政策と文化は伝統的、修正的である。母親は労働市場からかなり高い割合で排除されているが、パートタイムよりもフルタイムで雇用されている。政治的制度的状況とは異なり母親が私的に育児をおこなっている。家族扶助は多いがケア制度は不足している。オランダでは実践は伝統的、修正的、政策と文化は修正的、普遍的で

ある。女性はパートタイム雇用され仕事と育児・家事責任とのあいだで葛藤があるが、パートタイム雇用の男女の普遍的モデルが存在する国でもある。育児に対する給付は非常に少ない。スウェーデンは実践と政策は修正的、平等主義的、文化は修正的、平等主義的、普遍的である。母親の労働市場への参加は重要だと考えられ、パートタイム雇用は子どもがごく小さいときに限られる。ケア制度は充実し、パートナーからの経済的独立を可能にするような育児に対する給付もある。

各国のこのような状況に対して著者はつぎの2点を議論している。まず、実践、文化、政策の間の一致点が3カ国で異なっているという点についてである。オーストリアとオランダでは政策と文化が多くの点で一致しているが、スウェーデンでは実践と政策が一致している。オーストリアでは伝統的な労働分担、母親による育児とパートタイム労働が好まれており政策レベルでも推進されている。オランダではすべての人々が育児責任から離れて有償労働することが望まれているが、フルタイム雇用の重要性は疑問視されている。つぎの議論は、一つの国が一つの支配的なタイプに集約されることはなく、実践、政策、文化のなかで一致しない点が必ず存在することについてである。オーストリアでは母親のフルタイム雇用が政策レベルで推進されているわけではなく、実践に対する政策と文化の影響は限られたものである。オランダでは、育児休暇などの政策的措置はほとんどなく、母親の労働市場への統合と平等な分担の要求は、実際の伝統的な生活とは異なっている。これに対して、スウェーデンにおける仕事とケアの現実的な融合は政策の結果である。しかしながら、ペイドワークとアンペイドワークの平等な分担に

対する文化的要求は、実践でも政策でも十分に満たされておらず、文化主義的アプローチが強調するような社会的価値と規範の強い影響は相対化されねばならないと述べる。

以上3カ国の検討から、仕事とケアの融合のための類型論を特定し、実践、政策、文化という分析レベルにおいて、異なるモデルに類型化されうると結論づける。そして、モデルは静的なレジームの類型化として理解されるべきではないと主張する。

著者自身が述べているように、政策、家庭内の仕事の分担、社会的価値や規範についての国際比較データが欠けているため、以上の類型論と議論は仮説にすぎない。また、実践と政策と文化の間の相互の影響についての分析が不十分であり、社会的経済的背景の相違にもとづく国内の多様性を考慮に入れるという課題も残っている。しかし、実践と政策と文化という3側面から各国の矛盾を検討し、現象を動的的に捉えようとする試みは、国際的な政策の評価と輸入に際し、政策を各国の文脈で捉え直すための有効な手段となりうる。EU諸国や米国の福祉や労働政策と日本との比較が、各国の政策の記述と紹介、数値の比較にとどまる傾向にあることを鑑みると、非常に有意義な試みであるといえよう。

参考文献

Majella Kilkey (2000=2005) 渡辺千壽子監訳『雇用労働とケアのはざままで——20カ国母子ひとり親政策の国際比較』ミネルヴァ書房。

なかじま・ゆり お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士課程。教育社会学専攻。